

学生・教職員の皆さまへ

学 長

まん延防止等重点措置の適用に伴う今後の対応について（通知）第7報

このことについて、鹿児島県内における新型コロナウイルス感染症の爆発的な感染拡大を受け、令和4年1月25日に政府において、鹿児島県に対し、令和4年1月27日から2月20日までを期間とするまん延防止等重点措置の適用が決定されました。

本学においては、今年に入り100名を超える感染者が出ています。このような危機的な状況に鑑み、当面の間、本学学生及び教職員の皆さんに以下について強く要請します。

#### 【学生・教職員】

○まん延防止等重点措置及び緊急事態宣言が適用されている地域（以下「感染拡大地域」）への不要不急の旅行、帰省等については強く自粛を要請します。不要不急でない場合も、できる限り自粛するなど、慎重に判断して下さい。

○真にやむを得ない事由により、感染拡大地域へ移動した学生、教職員は、鹿児島に帰着後2週間は健康観察（毎朝の検温、咽頭痛、咳、だるさ、息苦しさ等の症状の有無）を行っていただき、体調が悪い場合は、登校、出勤を控えて下さい。

また、進学や単身赴任等により、教職員の家族が感染拡大地域に居住等している場合は、可能な限り鹿児島への帰省等は控えていただくようお願いいたします。やむを得ない事情により、家族が、感染拡大地域から自宅に帰省等した場合は、当該家族が自宅に到着後2週間は、健康観察（毎朝の検温、咽頭痛、咳、だるさ、息苦しさ等の症状の有無）を十分に行っていただき、体調が悪い場合は、登校、出勤を控えて下さい。

※部局長等は、上記学生、教職員の状況を把握するとともに、健康観察については、毎日チェックするようお願いいたします。

○感染リスクが高まる「5つの場面」（①飲酒を伴う懇親会等、②大人数や長時間に及ぶ飲食、③マスクなしでの会話、④狭い空間での共同生活、⑤居場所の切り替わり）を踏まえ、集団行動（特に大人数での飲み会、カラオケ等）については禁止とします。

#### 【教職員】

○現下の感染状況に鑑み、感染拡大地域への出張は、真にやむを得ない場合を除き、原則として禁止とします。

※感染拡大地域については鹿児島県HPを参照

<https://www.pref.kagoshima.jp/ae06/kansenkakudaichiiki.html>

○本学主催（部局等含む）のイベント等については、引き続き、開催の必要性も含め検討いただき、開催する場合であっても、Webシステム等を利用するなどの対応をお願いします。やむを得ず対面にて行う場合は、参加者等は最小限とし、マスクの着用、消毒液の設置や適切な換気など基本的な感染防止対策を徹底して下さい。

特に他県等に居住する方の参加については、控えていただくような対応を講じて下さい。

○会議等に関しては、引き続き、Web 会議を基本とし、やむを得ず、対面での会議等を行う場合には、適切な換気や出席者の間隔をできるだけ空け、出席者同士が真正面にならないよう工夫する等、感染防止対策を徹底するとともに、可能な限り短時間で終わらせるなどの工夫を講じて下さい。

○事務体制については、引き続き、令和3年1月13日付け新型コロナウイルス対策に係る当面の事務体制の方針について（Ver.4）より、以下を基本とし、運用して下さい。

①分散勤務又はテレワーク（在宅勤務）を基本とした業務の実施

各部署における業務継続確保の観点から、各部局等の実情に応じ、学内のサテライトオフィス等を活用した分散勤務又はテレワーク（在宅勤務）を基本とし、課内等の人数を半減させる。特に、管理職が罹患した場合に、指揮命令系統の機能不全が起らないよう、課長（事務長）と代理を分散させることとする。また、執務室に関しては、換気、職員間の距離の確保等、三密状態を避ける執務環境を確保するとともに、マスクの着用、手指消毒を徹底する。

②時差出勤の活用

公共交通機関を利用して通勤している職員は、各家庭の事情も勘案しつつ、原則として、朝夕の混雑時間帯を避けた時差出勤を実施することとする。

対象者については、事務系職員（非常勤及び派遣職員等を含む）とし、実施については、各部局等の実情に応じ、部局長等の判断により実施して下さい。

-----  
感染症対策の注意を少しでも怠ると、新型コロナウイルスに感染する危険性があり、感染は誰にでも起こり得ることです。

ワクチンの効果を過信せず、少しでも体調の異変を感じた場合は、友人・知人との会食を控えるなど自覚を持った行動を取るとともに、医療機関や保健所に電話で相談して指示を仰いでください。症状がない場合でも、自分自身がウイルスに感染しているかもしれない、という意識の下で、基本的な感染防止策の徹底を行い、うつさない、うつらないための日頃の行動には一層の注意を払うことを改めて認識してください。なお、新型コロナウイルスに感染したからといって、感染した方たちを誹謗中傷することは決して許されることではありません。

一人ひとりの行動が、感染拡大防止の鍵を握っていることを再自覚していただき、皆さんやその周りにおられる方々の命と健康を守るべく慎重な行動を取るよう、引き続き強くお願いいたします。

-----  
**【濃厚接触者の取り扱い】**

○感染者の濃厚接触者の待機期間は最終暴露日（感染者との接触等）から7日間（8日目解除）とされていますが、本学の教職員は社会機能維持者（エッセンシャルワーカー）であることを鹿児島市に確認しましたので、業務に支障があると判断され検査により陰性が確認できた場合、5日目の待機解除を可能とします。

※待機解除の取り扱いについては、各学部総務担当係へ確認して下さい。

※詳細については鹿児島県 HP を参照

<https://www.pref.kagoshima.jp/ae06/syakaikinouijisya.html>